

窒素含有量に係る総量規制基準(案)

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考	国が定める基準の範囲			
		既設	新增設		Cno		Cni	
		Cno	Cni		下限	上限	下限	上限
2	畜産農業	130	65		60	130	60	70
3	天然ガス鉱業	60	60		60	150	60	70
4	非金属鉱業	25	25		15	25	15	25
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	45	25		30	60	10	35
6	乳製品製造業	30	25		20	30	10	25
7	畜産食料品製造業(5,6を除く。)	40	35		30	40	10	35
8	水産缶詰・瓶詰製造業	25	20		20	30	10	25
9	寒天製造業	25	20		20	30	10	25
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	25	20		20	30	10	25
11	水産練製品製造業(10を除く)	50	30		45	55	10	50
12	冷凍水産物製造業	50	30		45	55	10	30
13	冷凍水産食品製造業	50	30		45	55	10	50
14	水産食料品製造業(8~13を除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	50	30		45	55	10	50
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	25		20	30	10	25
16	野菜漬物製造業	30	25		20	30	10	25
17	味そ製造業	25	20		20	30	10	25
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	75	30		45	95	10	50
19	うま味調味料製造業	30	25		20	30	10	25
20	ソース製造業	25	20		20	30	10	25
21	食酢製造業	25	20		20	30	10	25
22	砂糖精製業	25	20		20	30	10	25
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	85	20		20	145	10	25
24	小麦粉製造業	25	20		20	30	10	25
25	パン製造業	25	20		20	30	10	25
26	生菓子製造業	25	20		20	30	10	25
27	ビスケット類・干菓子製造業	25	20		20	30	10	25
28	米菓製造業	25	20		20	30	10	25
29	パン・菓子製造業(25~28を除く。)	25	20		20	30	10	25
30	植物油脂製造業	25	20		20	30	10	25
31	動物油脂製造業	25	20		20	30	10	25
32	食用油脂加工業	25	20		20	30	10	25
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10		20	30	10	25
34	穀類でんぷん製造業	25	20		20	30	10	25
35	めん類製造業	25	20		20	30	10	25
37	豆腐・油揚製造業	40	35		30	40	10	35
38	あん類製造業	25	20		20	30	10	25
39	冷凍調理食品製造業	35	25		30	40	10	35
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20		20	30	10	25
41	清涼飲料製造業	25	20		20	30	10	25
42	果実酒製造業	25	20		20	30	10	25
43	ビール製造業	25	20		20	30	10	25
44	清酒製造業	25	20		20	30	10	25
45	蒸留酒・混成酒製造業	25	20		20	30	10	25
46	インスタントコーヒー製造業	25	20		20	30	10	25
47	配合飼料製造業	25	20		20	30	10	25
48	単体飼料製造業	30	25		20	30	10	25
49	有機質肥料製造業	30	25		20	30	10	25
50	たばこ製造業	20	10		20	30	10	25
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10		20	30	10	25
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	20	10		20	30	10	25
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10		20	30	10	25
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き精練漂白・シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。))に係るもの	25	20		20	30	10	25
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。))に係るもの(58を除く。)	40	30		20	40	10	30
		100	35	綿織物捺染工程	60	100	10	60

整理番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考	国が定める基準の範囲			
		既設	新增設		Cno		Cni	
		Cno	Cni		下限	上限	下限	上限
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20		20	30	10	25
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	40	30		20	40	10	30
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20		20	30	10	25
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	25	20		20	30	10	25
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	25	20		20	30	10	25
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	25	20		20	30	10	25
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	25	20		20	30	10	25
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	25	20		20	30	10	25
68	繊維工業(55～67を除く。)	25	20		20	30	10	25
69	一般製材業又は木材チップ製造業	25	20		20	30	10	25
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	25	20		20	30	10	25
75	木材薬品処理業	25	20		20	30	10	25
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10		20	30	10	25
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10		20	30	10	25
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10		20	30	10	25
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの(80を除く。)	20	10		20	30	10	25
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	10		20	30	10	25
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(82を除く。)	20	10		20	30	10	25
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	10		20	30	10	25
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(84を除く。)	20	10		20	30	10	25
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱ゆき又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	20	10		20	30	10	25
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10		20	30	10	25
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラントパルプ、リファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	10		20	30	10	25
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(86を除く。)	20	10		20	30	10	25
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10		20	30	10	25
89	機械すき和紙製造業	25	20		20	30	10	25
90	手すき和紙製造業	25	20		20	30	10	25
91	塗工紙製造業	25	20		20	30	10	25
92	段ボール製造業	25	20		20	30	10	25
93	重包装紙袋製造業	25	20		20	30	10	25
94	セロファン製造業	25	20		20	30	10	25
95	乾式法による繊維板製造業	25	20		20	30	10	25
96	繊維板製造業(95を除く。)	25	20		20	30	10	25
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76～96を除く)	25	20		20	30	10	25
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	30	25		20	30	10	25
101	製版業	30	25		20	30	10	25
102	窒素質・リン酸質肥料製造業	90	40		15	90	10	70
		100	50	アンモニア製造工程	40	100	30	70
		200	200	アンモニア誘導品製造工程	200	430	200	210
		1500	1200	尿素製造工程	1500	1600	1100	1200
103	複合肥料製造業	40	35		15	45	10	45

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考	国が定める基準の範囲			
		既設	新增設		Cno		Cni	
		Cno	Cni		下限	上限	下限	上限
104	化学肥料製造業(102,103を除く。)	15	10		15	25	10	25
105	ソーダ工業	15	10		15	25	10	25
106	電炉工業	15	10		15	25	10	25
107	無機顔料製造業	50	40		50	110	40	60
		700	520	黄鉛顔料製造工程を有するもの	50	700	40	600
108	無機化学工業製品製造業(105～107を除く。)	50	40		20	50	10	40
		3000	3000	バナジウム化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)	50	6000	40	6000
		470	460	酸化コバルト製造工程	50	750	40	750
		3000	3000	モリブデン化合物製造工程(塩析工程を有するものに限る。)	50	6000	40	6000
		150	150	イットリウム酸化物製造工程	50	150	40	150
		210	170	酸化銀製造工程	50	210	40	210
		230	170	酸化ジルコニウム製造工程	50	400	40	300
		110	50	窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあっては	50	160	40	60
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	50	25		15	80	10	35
		150	50	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	50	240	40	55
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	25		15	50	10	35
		180	60	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	60	180	50	60
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	40	20		15	60	10	30
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	50	25		15	80	10	35
		160	55	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	50	160	40	55
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程・環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程・プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10		15	60	10	35
		20	15	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	20	60	15	35
114	石油化学系基礎製品製造業(109～113を除く。)	40	20		15	60	10	30
115	脂肪族系中間物製造業	50	25		15	80	10	35
		150	50	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	50	150	40	55
		500	500	青酸誘導品含有排水を排出する工程	500	510	500	510
116	メタン誘導品製造業	15	10		15	40	10	30
117	発酵工業	15	10		15	40	10	30
118	コーラル製品製造業	1000	1000		800	1000	800	1000
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	25		15	70	10	35
		180	85	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	60	180	50	120
120	プラスチック製造業	40	20		15	50	10	30
		150	50	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	50	150	40	55
121	合成ゴム製造業	50	25		15	50	10	35
		150	50	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	50	150	40	55
122	有機化学工業製品製造業(109～121を除く。)	80	35		15	80	10	35
		85	35	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	20	85	15	35
		420	420	イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程	20	420	15	420
		1500	1500	メラミン製造工程	850	1500	850	1500
		510	25	化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)	15	1000	10	35
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10		15	25	10	20
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10		15	25	10	20
125	合成繊維製造業	25	15		15	30	10	20
		150	50	窒素又はその化合物を原料として使用するもの	50	150	40	55
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10		15	55	10	30
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10		15	55	10	30
128	界面活性剤製造業(127を除く。)	15	10		15	55	10	30
129	塗料製造業	35	20		15	55	10	30
130	印刷インキ製造業	25	20		15	25	10	25
131	医薬品原薬・製剤製造業	45	25		15	75	10	40

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考	国が定める基準の範囲			
		既設	新增設		Cno		Cni	
		Cno	Cni		下限	上限	下限	上限
132	医薬品製剤製造業	20	10		15	25	10	20
133	生物学的製剤製造業	15	10		15	25	10	20
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10		15	25	10	20
135	動物用医薬品製造業	15	10		15	25	10	20
136	火薬類製造業	15	10		15	65	10	30
137	農薬製造業	55	20		15	80	10	30
138	合成香料製造業	55	20		15	90	10	30
139	香料製造業(138を除く。)	15	10		15	70	10	30
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10		15	30	10	30
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10		15	55	10	30
143	写真感光材料製造業	15	10		15	25	10	20
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10		15	25	10	15
145	イオン交換樹脂製造業	15	10		15	25	10	25
146	化学工業(102～145を除く。)	55	20		15	60	10	30
147	石油精製業	25	20		20	30	10	25
148	潤滑油製造業(147を除く。)	20	10		20	30	10	25
149	コークス製造業	600	400		600	1000	400	800
150	石油コークス製造業	20	10		20	30	10	25
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10		20	30	10	25
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	15		20	30	10	25
153	ゴム製品製造業(151,152を除く。)	25	20		20	30	10	25
154	なめしかわ製造業	50	45		20	75	10	75
155	毛皮製造業	30	30		20	30	10	30
156	板ガラス製造業	20	10		20	30	10	25
157	板ガラス加工業	20	10		20	30	10	25
158	ガラス製加工素材製造業	20	10		20	30	10	25
159	ガラス容器製造業	20	10		20	30	10	20
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10		20	30	10	20
161	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業	20	10		20	30	10	20
162	ガラス繊維(長繊維に限る。・同製品製造業	20	10		20	30	10	25
163	ガラス繊維・同製品製造業(162を除く。)	20	10		20	30	10	30
164	ガラス・同製品製造業(156～163を除く。)	20	15		20	30	10	25
165	生コンクリート製造業	20	10		20	30	10	25
166	コンクリート製品製造業	20	10		20	30	10	25
167	セメント製品製造業(165,166を除く。)	20	10		20	30	10	25
168	黒鉛電極製造業	20	10		20	30	10	25
169	砕石製造業	20	10		20	30	10	25
170	鉱物・土石粉碎等処理業	25	20		20	30	10	25
172	うわ薬製造業	25	20		20	30	10	25
173	高炉による製鉄業	35	20		15	35	10	30
		800	600	コークス製造工程	600	1000	400	800
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	100	40	60
175	フェロアロイ製造業	15	10		15	25	10	25
176	高炉によらない製鉄業(175を除く。)	15	10		15	25	10	25
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	15	10		15	25	10	25
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	100	40	60
179	熱間圧延業(182,183を除く。)	15	10		15	25	10	25
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	100	40	60
180	冷間圧延業(182,183を除く。)	15	10		15	55	10	30
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	100	40	60
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10		15	25	10	25
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60
182	鋼管製造業	15	10		15	25	10	25
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60
183	伸鉄業	15	10		15	25	10	25
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60
184	磨棒鋼製造業	25	20		15	25	10	25
		60	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60
185	引抜鋼管製造業	45	25		15	45	10	30
		60	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考	国が定める基準の範囲			
		既設	新增設		Cno		Cni	
		Cno	Cni		下限	上限	下限	上限
186	伸線業	25	20		15	25	10	25
		55	50	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60
187	ブリキ製造業	15	10		15	35	10	30
188	亜鉛鉄板製造業	15	10		15	45	10	30
189	めっき鋼管製造業	15	10		15	40	10	30
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10		15	25	10	25
191	表面処理鋼材製造業(187~190を除く。)	15	10		15	35	10	30
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60
192	鍛鋼製造業	15	10		15	25	10	25
193	鍛工品製造業	15	10		15	25	10	25
194	鋳鋼製造業	15	10		15	25	10	25
195	鋳鉄鋳物製造業(196,197を除く。)	15	10		15	25	10	25
196	鋳鉄管製造業	15	10		15	25	10	25
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10		15	25	10	25
198	鉄粉製造業	15	10		15	25	10	25
199	鉄鋼業(173~198を除く。)	15	10		15	25	10	25
		55	40	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	55	65	40	60
200	非鉄金属製造業	70	60		20	70	10	60
201	電気めっき業	30	25		20	30	10	30
		130	85	窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	60	130	50	120
202	金属製品製造業(201を除く。)	30	25		20	40	10	35
		70	60	溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)	60	70	50	65
		90	90	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)	60	90	50	90
203	一般機械器具製造業	35	25		20	35	10	25
		45	20	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	20	45	10	25
204	電子回路製造業	25	20		20	30	10	25
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(204を除く。), 電子機械器具製造業又は報通信機械器具製造業	25	20		20	30	10	25
		40	30	民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	30	40	20	35
		45	30	半導体素子製造工程	30	60	20	35
206	輸送用機械器具製造業	30	25		20	30	10	25
		45	25	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)	25	50	20	30
207	精密機械器具製造業	20	10		20	30	10	25
		30	10	時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)	30	45	10	25
208	ガス製造工場	20	10		20	30	10	25
209	下水道業	25	20	瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の充実に目的とした調査研究として、10月から翌年3月までの間に季節別管理運転において下水を処理するものにあつては、左欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。	10	40	10	40
		20	15	(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)	10	20	10	20
		30	25	高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの	10	60	10	60
210	空瓶卸売業	30	25		25	35	15	30
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	30	25		25	35	15	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	30	25		25	35	15	30
213	飲食店	45	30		25	60	15	45
214	宿泊業	45	30		25	60	15	45
215	リネンサプライ業	30	25		25	35	15	30
216	洗濯業(215を除く。)	30	25		25	35	15	30
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	30	25		25	35	15	30
219	自動車整備業	30	25		25	35	15	30
220	病院	45	30		25	60	15	45

整理 番号	業種その他の区分の名称	窒素含有量(mg/L)		備考	国が定める基準の範囲			
		既設	新增設		Cno		Cni	
		Cno	Cni		下限	上限	下限	上限
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	30	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	60	10	40
		30	20		20	30	10	30
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	50	40	第2欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	60	10	50
		30	20		20	40	10	40
223	し尿処理業(し尿浄化槽を除く。)	60	40	嫌気性消化法,好気性消化法,湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	20	60	10	40
		50	30		20	50	10	30
224	ごみ処理業	30	25		25	35	15	30
225	廃油処理業	25	15		25	35	15	30
226	産業廃棄物処理業(225を除く。)	45	35		40	50	20	45
227	死亡獣畜取扱業	30	25		25	35	15	30
228	と畜場	45	25		25	60	15	30
229	中央卸売市場	30	25		25	35	15	30
230	地方卸売市場	30	25		25	35	15	30
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	30	25		25	35	15	30
232-1	2～231に分類されないもの(金属鉱業)	35	35		10	60	10	60
232-2	2～231に分類されないもの(その他の調味料製造業)	35	35		10	60	10	60
232-3	2～231に分類されないもの(食料品及び飲料・飼料・たばこ製造業(5～50,212及びこの項の2に掲げるものを除く。))	60	60		10	60	10	60
232-4	2～231に分類されないもの(木材・木製品製造業(69～75を除く。))	35	30		10	60	10	60
232-5	2～231に分類されないもの(窯業・土石製品製造業(156～172を除く。))	35	30		10	60	10	60
232-6	2～231に分類されないもの(その他の製造業(この項の7を除く。))	35	35		10	60	10	60
232-7	2～231に分類されないもの(めっき工程,塗装工程,皮膜化成工程,酸洗浄及び脱脂工程,湿式ハレル研磨工程並びにこれらの工程の後の洗浄工程)	35	35		10	60	10	60
232-8	2～231に分類されないもの(飲食品小売業(212を除く。))	60	60		10	60	10	60
232-9	2～231に分類されないもの(水道業)	35	35		10	60	10	60
232-10	2～231に分類されないもの(旅館その他の宿泊所(214を除く。))	45	35		10	60	10	60
232-11	2～231に分類されないもの(洗い張り・染物業)	35	30		10	60	10	60
232-12	2～231に分類されないもの(生活雑排水,221及び222に掲げるし尿浄化槽以外のし尿浄化槽(209,214,220～223及び229～231を除く。))	60	60		10	60	10	60
232-13	2～231に分類されないもの(酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの(2～231及びこの項の1～12を除く。))	35	30		10	60	10	60
232-14	2～231に分類されないもの(自動式車両洗浄施設を有するもの(2～231及びこの項の1～13を除く。))	35	30		10	60	10	60
232-15	2～231に分類されないもの(その他)	35	30		10	60	10	60